

政策会議付議事案書 (令和4年1月31日)

提案課名 総合政策課

報告者名 岩渕哲朗

<p>事案名</p>	<p>住宅購入応援制度を創設することについて</p>	<p style="text-align: right;">有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市の人口は、平成22年をピークに減少に転じ、本格的な少子・超高齢社会に突入しています。基礎自治体としての機能を維持し、住みよいまちとしていくためには、人口減少抑制策が急務となっており、総合計画はだの2030プランでは「総合的な住宅施策の検討」を位置付け、若年・子育て世帯の移住・定住促進を図ることとしています。</p> <p>また、コロナ禍における地方分散の流れの中、本市では、定住化促進住宅「ミライエ秦野」や「さと地共生住宅開発許可制度」の広報宣伝、移住お試し住宅「TANZAWA LIFE」の運用等、移住・定住に資する住宅施策を積極展開しています。</p> <p>この流れを捉え、より一層、本市の人口減少の抑制・社会増へとつなげるため、住宅購入応援制度を創設し、総合計画事業の具現化を図るものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年 3月 総合計画はだの2030プランに「総合的な住宅施策の検討」(リーディングプロジェクト及び基本施策452・NO.1)を位置付け</li> <li>・ " 5月 庁内関係課(総合政策課、行政経営課、交通住宅課、開発指導課、建築指導課)による、検討会を開催</li> </ul> <p>以後、第2回目を7月、第3回目を10月に開催</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>住宅購入応援制度として「はだの丹沢ライフ応援事業補助金」を創設すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 制度の開始日 令和4年4月1日</li> <li>2 補助対象者 市内に新たに住宅(戸建て住宅、分譲マンション)を取得する若年世帯(世帯主及び配偶者が、いずれも35歳以下)等を対象とします。</li> <li>3 補助対象住宅 補助対象世帯員が自ら居住する住宅であって、令和4年4月1日以降に工事請負契約又は売買契約が締結されている住宅であること等を要件とします。</li> <li>4 補助金額             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本額 20万円</li> <li>(2) 加算額 転入、子育て、結婚新生活、空家、さと地共生ごとに各10万円</li> <li>(3) 上限額 60万円</li> </ol> </li> <li>5 適用期間 3年サンセット方式を採用し、令和6年度末までとします。 なお、令和7年度では、住宅政策全体の評価検証を行うものとします。</li> </ol>	
<p>今後の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年 3月 令和4年第1回定例月会議に上程する令和4年度一般会計当初予算に関連予算を計上</li> <li>・ " 4月 制度の施行(同日以降に契約締結した者から助成対象) 移住定住に係る組織執行体制の設置(交通住宅課、再任用職員による移住定住コンシェルジュ等) 移住定住パンフレット(令和3年度内に作成予定)の頒布</li> </ul>	

## はだの丹沢ライフ応援事業補助金の概要

令和4年1月31日 総合政策課作成

## 1 補助対象者（次の要件をすべて満たす者）

- (1) 若年世帯（世帯主及びその配偶者が、いずれも35歳以下である世帯）の者であること。
- (2) 補助対象世帯員が、継続して3年以上居住する予定であること。
- (3) 補助対象世帯員が、申請日において、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (4) 工事請負契約又は売買契約の契約者であること。
- (5) 地域の自治会へ加入していること又は加入する意思があること。
- (6) 補助対象世帯員に市税等の滞納がないこと。
- (7) 補助対象世帯員が過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 過去にミライエ秦野に入居していないこと。

※ さと地共生住宅開発許可制度及び空家活用の場合は、(1)は適用しない。

## 2 補助対象住宅（次の要件をすべて満たす住宅）

- (1) 補助対象世帯員が、自ら居住する住宅であること。
- (2) 市内の戸建て住宅又は建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条の規定に該当する建築物であること。
- (3) 補助対象者の所有であって、かつ、令和4年4月1日以降に工事請負契約又は売買契約が締結されている住宅であること。

## 3 補助金額

## (1) 補助金額の構成

基礎額 (20万円)	+	加算額 (各10万円)	=	補助金額 (最大60万円)
---------------	---	----------------	---	------------------

## (2) 補助の加算

加算の内容	加算の対象
転入加算	市外からの転入者を含む世帯
子育て加算	12歳以下の子を含む世帯 (子1人につき10万円加算)
結婚新生活加算	過去5年以内に婚姻の届出をした世帯
空家加算	補助対象住宅が空家バンク登録物件である場合
さと地共生住宅加算	補助対象住宅がさと地共生住宅開発許可制度を活用して建築されたものである場合

※ 補助金額の上限設定（60万円）の考え方については、個人市民税と固定資産税（新築家屋・土地）を合わせた平均的な課税相当額の概ね3年分とします。

○30代前半の個人市民税の平均課税額 =約9万5千円
○平均的な新築住宅（延床面積90～109m <sup>2</sup> ）+ 土地の固定資産税課税額 =約10万6千円
⇒（個人市民税+固定資産税）約20万1千円×（居住期間）3年 =約60万3千円

#### 4 適用期間

制度開始時から、終期（令和4年度から令和6年度まで3年間）を明らかにすることにより、制度の活用促進を図ります。

また、令和7年度（総合計画前期基本計画の最終年度）は、本制度に関する評価検証を行い、後期基本計画の検討へとつなげます。

#### 5 令和4年度概算見積額

57,660千円

想定世帯数 187世帯

171世帯（R2実績）×80%（自治会加入）+50世帯（人口ビジョン）=187世帯

- ・うち転入加算：187世帯×1/3（R2実績）=62世帯
- ・うち子育て加算：187世帯×3/4（R2実績）=141世帯
- ・その他の加算：基礎数値がなく予測困難なため、予算計上なし

概算見積額内訳

$$\frac{(187 \text{ 世帯} \times 20 \text{ 万円})}{\text{基礎額}} + \frac{(187 \text{ 世帯} \times 1/3 \times 10 \text{ 万円})}{\text{転入加算}} + \frac{(187 \text{ 世帯} \times 3/4 \times 10 \text{ 万円})}{\text{子育て加算}} = 57,660 \text{ 万円}$$

基礎額

転入加算

子育て加算

（参考：令和2年実績）

世帯主・配偶者の年齢	いずれも30歳以下	いずれも31～35歳	いずれも36～40歳	その他	合計
住宅取得件数	58	113	109	334	614
市外から転入	17	39	28	153	237
12歳以下の子あり	42	87	60	119	308

※いずれも35歳以下；58件+113件=171件（世帯）

政策会議付議事案書 (令和4年1月31日)

提案課名 財政課

報告者名 小山田 範人

<p>事案名</p>	<p>令和4年度予算編成方針について</p>	<p>① 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>秦野市財務規則第12条に基づく、「令和4年度予算編成方針」を決定するに当たり、政策会議に付議するもの          なお、令和4年1月23日に市長選挙の執行を控えていたことから、昨年10月の時点では、「予算編成取扱要領」として作成しており、「予算編成方針」は、市長選挙執行後に作成することとしていたもの</p>	
<p>経過等</p>	<p>令和3年10月12日 予算編成取扱要領を政策会議に付議し、了承          10月13日 予算編成事務説明会を開催・予算編成取扱要領を通知          12月6日～14日 財政課長ヒアリングの実施          12月17日～22日 政策部長査定の実施          令和4年1月4日 予算要求に対する査定結果の通知(示達)          1月13日 復活要求に対する政策部長折衝結果の通知</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>令和4年度予算編成方針を別紙のとおり定めること</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和4年1月31日 令和4年度予算編成方針の作成(市長決裁)          各部課等の長に通知          市のホームページで公表、議員への情報提供          令和4年2月1日～ 市長査定の実施</p>	

## 令和4年度予算編成方針

令和4年1月31日

秦野市

本市の令和4年度財政見通しは、リーマンショックと同程度の影響が生じると見込んだ市税収入について、そこまでの落ち込みは見られないものの、依然として新型コロナウイルスの収束が見えないことや、人口減少、少子・超高齢社会が本格化する中で、障害者サービスや生活保護などの社会保障費が膨らむなど、引き続き厳しい財政状況が続くと想定されます。

また、長期化する新型コロナウイルスへの適時・適切な対策とともに、大規模化する自然災害への備えが求められるなど、本市を取り巻く社会環境は、複雑かつ多様化しています。

このような中、本市発展に大きな期待が寄せられる新東名高速道路の秦野区間が開通します。この機を逃すことなく、表丹沢ブランド力の向上と4駅にぎわい創造による「全国屈指の森林観光都市」を目指す取組に注力する必要があります。また、森林里山資源を生かした「カーボンニュートラルのまちづくり」や、「誰一人取り残さないデジタル化」の実現にも、本市が率先して取り組む必要があります。

社会環境が目まぐるしく変化する大変革期において、「ふるさと秦野」を大きく飛躍・発展させ、そして未来へつなぐ好機と捉え、新しい都市像「水とみどりに育まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市(まち)」の実現に向け、職員一人ひとりの力を結集し、次に掲げる基本的な考えのもとに、予算編成に取り組むこととします。

### 1 新型コロナウイルスと共存した感染症対策と社会経済活動の推進

新型コロナウイルスから市民の健康を守るとともに、「新たな日常」における日々の暮らしや地域経済を守る施策には、最優先に予算を配分し、推進します。

### 2 “住んでみよう・住み続けよう” 秦野みらいづくりプロジェクトの推進

新総合計画(はだの2030プラン)にリーディングプロジェクト『“住んでみよう・住み続けよう” 秦野みらいづくりプロジェクト』として位置付けた施策は、スピード感を持って取り組む必要があるため、積極的に予算を配分し、推進します。

### 3 行財政改革の推進

限られた財源や職員数の中にあっても、真に必要な行政サービスの質を高め、持続可能な行財政運営の形を創造するため、「はだの行政サービス改革基本方針」に示す「5つの改革の柱」の取組を着実に進めます。コロナ禍の経験を生かし、既存事業をゼロベースで見直す機会と捉え、徹底した行財政改革を推進することにより、健全で着実財政運営を継続します。

政策会議付議事案書 (令和4年1月31日)

提案課名 市民税課

報告者名 渋谷 寛

<p>事案名</p>	<p>秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例を制定することについて</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税の臨時特例に関する法律」(以下「特例法」という。)及び地方税法の規定により、軽自動車税の種別割の徴収方法及び税率について、秦野市市税条例の特例を定めた条例を制定する必要性が生じたものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p><b>【法律等の公布の経過】</b></p> <p>1 昭和27年4月28日 特例法公布</p> <p>2 平成11年2月16日 合衆国軍隊の構成員等に対する自動車税及び軽自動車税の課税について(自治事務次官通達)</p> <p><b>【該当車両のナンバー登録及び軽自動車税種別割申告】</b></p> <p>1 令和3年12月13日 ナンバー登録(軽自動車検査協会湘南支所)</p> <p>2 令和4年1月6日 本市税申告書受理(全国軽自動車協会連合会神奈川事務所から回送)</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例を次のとおり制定すること。</p> <p>1 徴収方法は、証紙徴収の方法によって徴収すること。(条例第2条、規則第2条)</p> <p>2 証紙徴収の手続は、次のとおりとすること。(条例第3条、規則第2条)</p> <p>(1) 納税義務者は、毎年4月中に証紙を購入し、軽自動車税種別割を納付すること。</p> <p>(2) 納税義務は、証紙に押印を受けたときに完了するものとする。</p> <p>3 税率については、次のとおりとすること。(条例第4条)</p> <p>(1) 原動機付自転車 500円</p> <p>(2) 軽自動車</p> <p>ア 2輪又は3輪のもの 1,000円</p> <p>イ 4輪以上のもの 3,000円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 1,000円</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和4年2月 令和4年3月市議会第1回定例会に条例制定議案を提出</p> <p>4月 条例施行</p>	

秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例を制定することについて

秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

#### 提案理由

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税の臨時特例に関する法律」及び地方税法の規定により、軽自動車税の種別割の徴収方法及び税率について、市税条例の特例を定めるため、制定するものであります。



秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、軽自動車税の種別割の徴収方法及び税率について、秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号。以下「条例」という。）の特例を定める。

(徴収方法)

第2条 合衆国軍隊の構成員等（特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等をいう。第4条において同じ。）、契約者（特例法第2条第5項に規定する契約者をいう。第4条において同じ。）及び軍人用販売機関等（特例法第2条第6項に規定する軍人用販売機関等をいう。第4条において同じ。）が所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税の種別割は、地方税法第463条の18第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続)

第3条 前条に規定する軽自動車税の種別割の納税義務者は、毎年4月中において、本市が発行する証紙を購入することによって、その軽自動車税の種別割を納付しなければならない。

2 前項の場合において、軽自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に押印を受けたときに完了するものとする。

(税率)

第4条 合衆国軍隊の構成員等、契約者及び軍人用販売機関等が所有する軽自動車等のうち、次の各号に掲げる軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の税率は、条例第31条の規定にかかわらず、1台につき、それぞれの各号に定める額とする。

- (1) 原動機付自転車 年額500円
- (2) 軽自動車
  - ア 2輪又は3輪のもの 年額1,000円
  - イ 4輪以上のもの 年額3,000円
- (3) 2輪の小型自動車 年額1,000円  
(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例を制定することについて

### 1 条例制定の背景

日米地位協定の実施に伴う地方税法の特例法により、アメリカ合衆国軍隊の構成員等（以下「構成員等」という。）が所有する軽自動車等に対する軽自動車税種別割の徴収の方法が規定されており、現在の税率については、平成11年2月の日米合同委員会において合意されたものです。

### 2 制定の理由

主たる定置場を本市とする軽自動車の登録がされたことに伴い、令和4年度以降の軽自動車税種別割の賦課徴収について、市税条例の特例を定めるものです。

### 3 条例の内容

- (1) 対象は、構成員等が所有する軽自動車等（条例第2条）
- (2) 証紙徴収の方法によって徴収する。（条例第2条）
- (3) 税率は、1台につき、次のとおりとする。（条例第4条）

車種区分		特例による税率	標準税率
原動機付自転車		500円	2,000円～3,700円
軽自動車	2輪	1,000円	3,600円
	3輪	1,000円	3,900円
	4輪以上	3,000円	3,800円～10,800円
2輪の小型自動車		1,000円	6,000円

### 4 様式

規則の規定により使用する様式を定めるものです。

※日米地位協定：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則制定案のあらましについて

内容について

条例第3条で定める証紙徴収の手続きにおける様式を定めること。

第1号様式

(表)

	No.
車種 (Type of Vehicle)	
登録番号 (Registration Number)	
軽自動車税(種別割)証紙	
Motorcycle and Scooter Tax(Category Base)	Stamp
税額 (Tax amount)            ¥	
課税年度 (Taxation year)	年度分
交付年月日 (Date of Delivery)	年    月    日
秦野市	
Hadano City	

(裏)

Notice
This motorcycle and scooter tax stamp is effective until March 31.
You should carry it with you when riding on the motorcycle and present it, if requested, to the official of Hadano City Hall.

第2号様式



政策会議付議事案書 (令和4年1月 日)

提案課名 国保年金課

報告者名 陶山 茂

<p>事案名</p>	<p>秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>平成30年度の国保制度改革により、県内国民健康保険事業の財政運営主体となった神奈川県では、その運営方針で、将来的な県内保険料（税）統一に向けて、令和5年度（激変が生じる場合は令和8年度）までに、国民健康保険事業特別会計に対する一般会計からの決算補填目的の繰入金（以下「赤字繰入金」という。）を解消する方針を示しました。</p> <p>本市は令和2年度に7.48%の税率改定を行いました。令和2年度決算時点で赤字繰入金は解消できておらず、今後も、少子高齢化の進行や社会保険の適用拡大等により被保険者数は減少し、一方で、医療の高度化等により一人当たり医療費は増加していくことから、現行税率を維持した場合、赤字繰入金は増加していく見込みです。</p> <p>令和2年度決算時点で、県内19市中本市の被保険者一人当たり国民健康保険税額は、県内19市中18番目と低いため、赤字繰入金及び県内各市保険料率との段階的な格差解消及び国民健康保険財政の歳入歳出の均衡を図るため、保険税率を平均11.45%引き上げる税率改定を行うものです。（資料4、参考資料）</p> <p>また、国民健康保険法施行令が一部改正（令和4年4月1日施行）され、未就学児に係る被保険者均等割額について、同均等割額に10分の5を乗じた額が減額されることから、所要の改正を行うものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>1 税率改定の経過</p> <p>平成22年度 改定率7.91%</p> <p>平成26年度 改定率5.44%</p> <p>令和 2年度 改定率7.48%</p>	

決定等を要する事項	<p>1 次のとおり条例を改正すること</p> <p>(1) 一人当たり医療費の増加等による特別会計の財源不足を補うため、所得割率及び均等割額を引き上げるとともに、県内各市の平均額を考慮し、世帯別平等割額を引き下げること。</p> <p>(2) 地方税法の一部改正に伴い、未就学児が属する世帯の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額を軽減するとともに、移動が生じた引用条項を改めること。</p>
今後の取扱い	<p>令和3年 11月24日 国保運営協議会（国保財政の現状について）</p> <p>令和4年 2月上旬 国保運営協議会（諮問）、（答申）</p> <p>〃 2月下旬 令和4年3月市議会第1回定例会に条例改正議案を提出</p> <p>〃 4月 改正条例施行</p>

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年 月 日提出

秦野市長 高橋昌和

#### 提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 一人当たり医療費の増加等による特別会計の財源不足を補うため、所得割率及び均等割額を引き上げるとともに、世帯別平等割額の県内各市の均衡を考慮し、その額を引き下げること。
- (2) 地方税法の一部改正に伴い、未就学児が属する世帯の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額を軽減するとともに、移動が生じた引用条項を改めること。

## 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険税条例（昭和30年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の5.89」を「100分の6.40」に改める。

第5条中「19,700円」を「22,200円」に改める。

第6条中「21,400円」を「19,900円」に改める。

第7条中「100分の2.37」を「100分の2.51」に改める。

第8条中「6,700円」を「8,200円」に改める。

第9条中「7,300円」を「7,200円」に改める。

第10条中「100分の1.98」を「100分の2.53」に改める。

第11条中「6,400円」を「9,400円」に改める。

第12条中「6,800円」を「5,600円」に改める。

第15条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第16条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「13,790円」を「15,540円」に改め、同号イ中「14,980円」を「13,930円」に改め、同号ウ中「4,690円」を「5,740円」に改め、同号エ中「5,110円」を「5,040円」に改め、同号オ中「4,480円」を「6,580円」に改め、同号カ中「4,760円」を「3,920円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「9,850円」を「11,100円」に改め、同号イ中「10,700円」を「9,950円」に改め、同号ウ中「3,350円」を「4,100円」に改め、同号エ中「3,650円」を「3,600円」に改め、同号オ中「3,200円」を「4,700円」に改め、同号カ中「3,400円」を「2,800円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「3,940円」を「4,440円」に改め、同号イ中「4,280円」を「3,980円」に改め、同号ウ中「1,340円」を「1,640円」に改め、同号エ中「1,460円」を「1,440円」に改め、同号オ中「1,280円」を「1,880円」に改め、同号カ中「1,360円」を「1,120円」に改め、同条に次の1項を加える。



2 保険税の納税義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合におけるその納税義務者に対して課する被保険者均等割額（その納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、その被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 330円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5, 550円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8, 880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11, 100円

(2) 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 230円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 050円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 100円

第17条第1項中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第4項中「第16条」を「第16条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第 号 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項第1号に規定する金額を控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第10条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.40</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>22,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>19,900円</u>とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第7条 第3条第3項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.51</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項第1号に規定する金額を控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第7条及び第10条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.89</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>19,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>21,400円</u>とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第7条 第3条第3項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.37</u>を乗じて算定する。</p>

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)  
第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について8,200円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額)  
第9条 第3条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について7,200円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)  
第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.53を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)  
第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)  
第12条 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,600円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)  
第15条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者又は納税義務者の世帯に属する被保険者となった者がある場合には、その発生した日の属する月から月割りによって算定した第3条第1項に規定する額(第16条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の保険税の額とする。以下本条において同

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)  
第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について6,700円とする。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額)  
第9条 第3条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について7,300円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)  
第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.98を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)  
第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について6,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)  
第12条 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,800円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)  
第15条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者又は納税義務者の世帯に属する被保険者となった者がある場合には、その発生した日の属する月から月割りによって算定した第3条第1項に規定する額(第16条の規定による減額が行われた場合には、同条の保険税の額とする。以下本条において同じ。)を

じ。)を課する。

## 2-8 (略)

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額）、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入

課する。

## 2-8 (略)

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額）、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万

金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつてはその公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつてはその公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 15,540円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 13,930円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,740円

円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつてはその公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつてはその公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 13,790円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 14,980円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,690円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額  
1世帯について 5,040円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護  
納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除  
く。） 1人について 6,580円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯  
について 3,920円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所  
得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定す  
る金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の  
被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が  
2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所  
得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を  
加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につ  
き285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納  
税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保  
険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人  
について 11,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯  
について 9,950円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額  
1世帯について 5,110円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護  
納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除  
く。） 1人について 4,480円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯  
について 4,760円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額  
の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額  
（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険  
者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上  
の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等  
の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算し  
た金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき  
285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納  
税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保  
険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人  
について 9,850円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯  
について 10,700円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割

額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4, 100円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額  
1世帯について 3, 600円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護  
納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4, 700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯  
について 2, 800円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数か2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 1被  
保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）人につ  
いて 4, 440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯

額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3, 350円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額  
1世帯について 3, 650円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護  
納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3, 200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯  
について 3, 400円

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数か2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 1被  
保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）人につ  
いて 3, 940円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯

について 3,980円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,640円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,440円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,880円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,120円

2 保険税の納税義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合におけるその納税義務者に対して課する被保険者均等割額（その納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、その被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に

について 4,280円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,340円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,460円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,280円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,360円



定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯

3, 330円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯

5, 550円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯

8, 880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11, 100円

(2) 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

1, 230円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

2, 050円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

3, 280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 100円

(特例対象被保険者等に係る課税の特例)

第17条 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例

(特例対象被保険者等に係る課税の特例)

第17条 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例

対象被保険者等をいう。第21条において同じ。)である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第17条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、その給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項第1号」とあるのは「法第314条の2第2項第1号」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、その給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

2 (略)

附 則

1-3 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項

対象被保険者等をいう。第21条において同じ。)である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第17条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、その給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項第1号」とあるのは「法第314条の2第2項第1号」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条第1項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、その給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

2 (略)

附 則

1-3 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項

に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条第1項の規定の適用については、同項第1号中「110万円」とあるのは「125万円」とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条の規定の適用については、同条第1号中「110万円」とあるのは「125万円」とする。

## 秦野市国民健康保険税条例改正骨子

## 1 国民健康保険税率の改定について

持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、平成30年度に国民健康保険制度改革が行われ、国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県になりました。

全国では、令和元年度決算時点において、約8割の市町村が一般会計から決算補填目的の繰入（以下「赤字繰入」という。）を解消しており、全国の赤字繰入額のうち、東京都、神奈川県、埼玉県で約7割を占めている状況にあります。

そのため、神奈川県では、令和2年12月に「神奈川県国民健康保険運営方針（令和3年度～5年度）」を策定し、その中で、将来の県内保険料（税）統一に向けて、令和5年度まで（激変が生じる場合は令和8年度まで）に赤字繰入金を解消する方針を定めました。

本市では、令和元年度決算時の赤字繰入金は約6億2,717万円（被保険者一人当たり1万6,261円）で、県内19市の中で赤字繰入を行っている16市中3番目に高い水準でしたが、令和2年度に7.48%の税率改定を行ったことにより、令和2年度決算時の赤字繰入金は約1億4,229万円（被保険者一人当たり3,782円）で、赤字繰入を行っている12市中10番目となりました。

しかし、今後も、少子高齢化の進行や社会保険の適用拡大等に伴い被保険者数は減少し、医療の高度化等により一人当たり医療費は増加していくことから、これに伴って赤字繰入金も増加していくことが見込まれます。

そのため、国民健康保険制度の持続的、安定的な運営と、令和8年度までに段階的に赤字繰入金を解消することを目的として、令和4年4月1日に国民健康保険税率の改定を行うものです。

（本市の実績及び県内19市順位）

	H30 決算	R 元決算	R2 決算
平均被保険者数	40,198 人	38,569 人	37,627 人
一人当たり医療費	386,348 円(19 位)	399,962 円(19 位)	385,791 円(19 位)
一人当たり赤字繰入金	12,880 円(16 位)	16,261 円(13 位)	3,782 円(10 位)
一人当たり保険税	86,304 円(19 位)	86,210 円(19 位)	92,575 円(18 位)

(1) 税率改定の考え方

県内19市中の本市の保険料（税）水準と赤字繰入金の状況を考慮し、県の運営方針に基づき赤字繰入金を解消するため、本市の保険税水準を引き上げる必要があります。

ただし、令和5年度までに解消をすることとした場合、保険税の激変が生じるため、令和8年度までに赤字繰入金を解消することとし、計画期間を2か年として段階的に税率を引き上げていきます。

また、現行税率では、世帯人数に応じて賦課される均等割分が19市平均を下回り、1世帯当たり定額となる平等割分が19市平均を上回っていることから、これらを19市平均の水準に近づけていくこととします。

(2) 税率改定の水準

ア 改定率及び計画期間

平均改定率 11.45%（令和4、5年度）

イ 税率改定案

(ア) 医療分（基礎課税分）

	所得割	均等割	平等割
現行	5.89%	19,700円	21,400円
改定後	6.40%	22,200円	19,900円
差	0.51 ㊦	2,500円	△1,500円

(イ) 後期高齢者支援金等分

	所得割	均等割	平等割
現行	2.37%	6,700円	7,300円
改定後	2.51%	8,200円	7,200円
差	0.14 ㊦	1,500円	△100円

(ウ) 介護納付金分

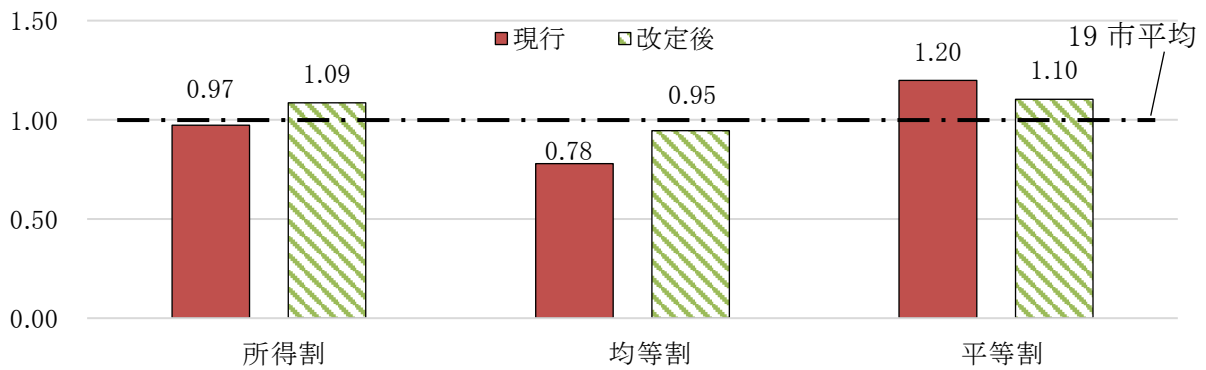
	所得割	均等割	平等割
現行	1.98%	6,400円	6,800円
改定後	2.53%	9,400円	5,600円
差	0.55 ㊦	3,000円	△1,200円

(エ) 影響額（200万円所得の50歳夫婦、2人世帯の場合で算出）

現行 261,700円 改定後 291,800円

差引 30,100円（11.50%）

(カ) 令和2年度県内19市平均を1とした場合の本市税率との比較



ウ 所得階層別の保険税額（50歳2人世帯で算出）

所得	現行	改定後	年間差額	増加率	月間差額
800万円	876,100円	978,200円	102,100円	11.65%	8,508円
700万円	773,700円	863,800円	90,100円	11.65%	7,508円
600万円	671,300円	749,400円	78,100円	11.63%	6,508円
500万円	568,900円	635,000円	66,100円	11.62%	5,508円
400万円	466,500円	520,600円	54,100円	11.60%	4,508円
300万円	364,100円	406,200円	42,100円	11.56%	3,508円
200万円	261,700円	291,800円	30,100円	11.50%	2,508円
145万円	185,200円	206,400円	21,200円	11.45%	1,766円
99万円	107,700円	120,000円	12,300円	11.42%	1,025円
43万円	30,200円	33,500円	3,300円	10.93%	275円

※所得145万円は2割軽減、所得99万円は5割軽減、所得43万円は7割軽減後の税額

エ 改定後の赤字繰入金等の推移

単位：千円

		R元決算	R2決算	R3当初予算	R4推計	R5推計
被保険者数		38,569人	37,627人	37,057人	36,235人	34,716人
国保事業費納付金		4,799,729	4,564,795	4,528,067	4,612,660	4,634,872
財源内訳	補助金等	1,147,440	1,253,801	1,157,742	1,206,092	1,069,647
	税現年充当額	2,982,757	3,116,201	2,705,971	2,957,571	2,817,817
	<b>赤字繰入金</b>	<b>627,171</b>	<b>142,290</b>	<b>617,734</b>	<b>448,997</b>	<b>747,409</b>

改定率	7.48%	11.45%
税現年充当額	3,296,213	3,140,457
<b>赤字繰入金</b>	<b>93,707</b>	<b>362,294</b>
一人当たり赤字繰入金	2,586円	10,436円

2 未就学児に係る被保険者均等割額の減額について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方税法が一部改正されたため、国民健康保険税条例について所要の改正を行います。

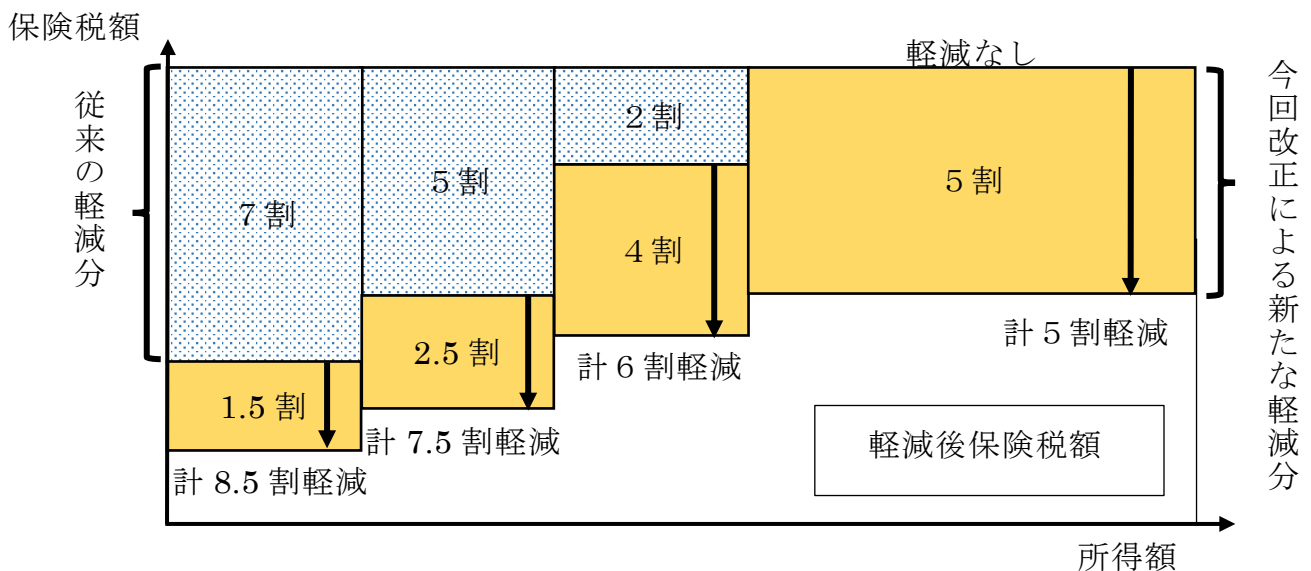
(1) 改正の内容

国民健康保険税について、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る被保険者均等割額を軽減するものとし、軽減する額は、当該年度分の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額となります。

ア 未就学児一人当たりの均等割額（税率改定後）

区分	適用前		適用後	
	医療分 (基礎課税分)	後期支援分	医療分 (基礎課税分)	後期支援分
7割軽減世帯	6,660円	2,460円	3,330円	1,230円
5割軽減世帯	11,100円	4,100円	5,550円	2,050円
2割軽減世帯	17,760円	6,560円	8,880円	3,280円
軽減なし世帯	22,200円	8,200円	11,100円	4,100円

イ 軽減イメージ



(2) 軽減額の負担割合

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

3 条例改正施行日

令和4年4月1日

政策会議付議事案書 (令和4年1月31日)

提案課名 交通住宅課

報告者名 橋本 修

<p>事案名</p>	<p>空家の適正管理及び活用促進補助制度を創設することについて</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>現在、管理不全空家対策として、空家所有者に対して指導等を行っていますが、経済的事情により、改善が図られないケースが多く、改善率は、約60%にとどまっています。</p> <p>また、活用促進策として、空家バンクを運営し、空家所有者へ登録を促していますが、活用するためには、管理不全状態の改善やリフォーム等を行う必要があります、それらに係る費用負担が大きいいため、登録件数が伸び悩んでいる状況です。</p> <p>このため、空家所有者等の負担軽減を図る補助制度を創設し、空家の適正管理及び活用の促進を図るものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年3月 秦野市空家等の適正管理に関する条例に本市の責務として「所有者等への援助」を規定</li> <li>・     "     第2期空家等対策計画に「適正管理及び活用の促進に係る所有者等への支援制度」を位置付け</li> <li>・     "     総合計画はだの2030プラン等に管理が困難な所有者への支援及び空家活用の促進のための補助制度の検討を位置付け</li> <li>・ 令和3年4月 所有者に「支援制度に関するアンケート調査」を実施</li> </ul>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>「空家の適正管理促進補助金」及び「空家の活用促進補助金」を創設すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 制度の開始日 令和4年4月1日</li> <li>2 補助対象空家 空家バンクに登録された戸建て住宅</li> <li>3 補助内容             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 適正管理促進補助金                 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 補助対象者 空家の所有者</li> <li>イ 補助対象経費 家財道具の片付け及び庭木の伐採等に要する経費</li> <li>ウ 補助金額 補助対象経費の3分の1以内とし、20万円を限度とします。</li> </ul> </li> <li>(2) 活用促進補助金                 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 補助対象者 空家の所有者又は入居者（購入者又は賃借人）</li> <li>イ 補助対象経費 市内施工業者によるリフォーム等に要する経費</li> <li>ウ 補助金額 補助対象経費の3分の1以内とし、50万円を限度とします。</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>4 適用期間             <p>令和7年度末までとします。</p> </li> </ol>	
<p>今後の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年3月 令和4年度一般会計当初予算に関連予算を計上</li> <li>・     "     4月 制度の施行</li> <li>・     "     5月 固定資産税納税通知書へのリーフレットの同封、広報はだの、ホームページへの掲載等により空家所有者へ周知</li> </ul>	



## 空家の適正管理及び活用促進補助金の概要

令和4年1月31日 都市部交通住宅課作成

## 1 概要

空家の適正管理及び活用を促進するため、所有者又は入居者に対して、空家の管理又はリフォームに係る費用の一部を補助するもの

2 対象となる空家 空家バンクに登録された戸建て住宅（併用住宅の住宅部分も含む）

## 3 補助内容

## (1) 適正管理促進補助金

ア 補助対象者 空家の所有者 ※法人は対象外

イ 補助対象経費 ※事業者への委託費用に限る

(ア) 空家内にある家財道具の片付けに係る搬出、運搬及び処分に要する経費

(イ) 空家敷地内にある庭木及び雑草の剪定、伐採及び処分に要する経費

ウ 補助額

補助対象経費の3分の1以内とし、20万円を限度とする。

## (2) 活用促進補助金

ア 補助対象者 空家の所有者又は入居者（購入者又は賃借人）

※法人は対象外

イ 補助対象経費 ※市内施工業者への施工費用に限る。

空家のリフォーム（住宅の機能の維持及び向上のために行う補修及び設備改善等）に要する経費

ウ 補助額

補助対象経費の3分の1以内とし、50万円を限度とする。

※空家の購入者へは、本補助金とはだの丹沢ライフ応援事業補助金で、最大110万円の補助が可能

## 4 予算積算

補助内容	積算	予算	新総合計画 建設事業費等上限
適正管理促進補助	200,000円×27件	5,400,000円	5,400,000円
活用促進補助	500,000円×14件	7,000,000円	7,000,000円
予算合計		12,400,000円	12,400,000円

## 5 補助金の必要性

現在、管理不全空家の所有者に対し、改善を図るよう指導等を行っているが、経済的事情により、改善されないケースが多く、改善率は約 60%にとどまっている。

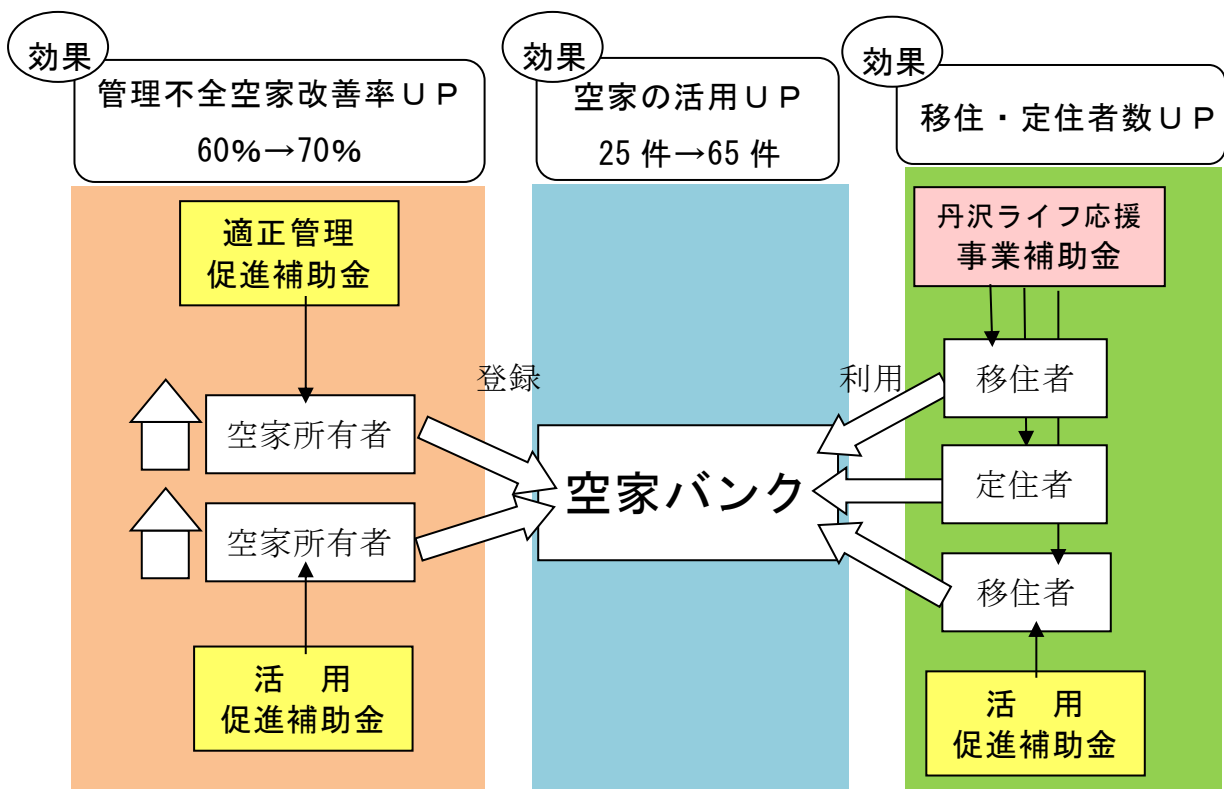
また、空家の活用促進として、空家バンクへの登録を促しているが、活用するためには、管理不全の改善や建物のリフォーム等を行う必要があり、それらに係る費用負担が大きいため、登録件数が約 25 件と伸び悩んでいる状況にある。

そのため、空家の適正管理と活用の両面を促進するためには、所有者等の負担軽減を図る補助制度を創設する必要がある。

## 6 事業効果

管理不全空家の改善率が、総合計画において目標値としている 70%を上回ることができるとともに、空家バンクの登録件数が 65 件に増加し、空家の活用が推進される。

さらに、本補助金とはだの丹沢ライフ応援事業補助金の両輪で施策を進め、住宅を提供する側（所有者）と住宅を利用する側（移住・定住者）の両面から喚起することにより、相乗効果を図るもの



政策会議付議事案書 (令和4年1月31日)

提案課名 農業振興課

報告者名 北村 正臣

<p>事案名</p>	<p>秦野市観光農園推進基本方針 (案) について</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>秦野市都市農業振興計画では体験型農業の拡充を重点施策として、また、表丹沢魅力づくり構想では表丹沢エリアにおける回遊性及び滞在性の向上を課題として掲げています。これらの施策等を実現するため、新規観光農園の設置誘導や既存観光農園の拡充支援等を取組の方向性として定めた秦野市観光農園推進基本方針を策定するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>平成15年～ 丹沢秦野農園ハイク (西地区) を実施 (毎年11月)          平成26年5月～ 上地区農園ハイクを実施 (毎年6月)          平成29年1月～ イチゴ摘み取り園のマップ作成          (毎年1月～5月を中心に活用)          平成29年8月 落花生、サツマイモの掘り取り観光農園のマップ作成          (毎年8月～10月を中心に活用)          平成30年7月～ 秦野丹沢サービスエリア付近における新規観光農園の設置支援          (継続)          令和 2年4月 ブルーベリー摘み取り園のガイドマップ作成 (県事業)          (毎年7月～8月を中心に活用)          令和 3年7月～ 市内観光農園の実態調査を実施          令和 3年9月～ 庁内関係課と調整</p> <p>これまで実施してきた個々の観光農園のPRにとどまらず、新規観光農園の設置誘導、既存観光農園の拡充、農園ハイクの拡充及び表丹沢魅力づくり構想との連携等、体系的な取組を図るための方向性としてまとめた基本方針を策定する必要がある。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市観光農園推進基本方針を策定すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和4年2月15日 部長会議に方針 (案) を報告          〃 3月末 方針の策定、公表          〃 4月以降 方針に基づく取組の検討及び実施</p>	

## 秦野市観光農園推進基本方針（案）

### 1 目的（はじめに）

この方針は、本市農業の特徴である少量多品目を生かし、1年を通して「いつでも「旬」を感じる「旬感体験」ができる秦野市」として、本市の魅力ある資源と連携することにより、表丹沢魅力づくり構想における拠点形成や回遊と滞在を高める仕掛けの充実を図るとともに、秦野市都市農業振興計画に掲げる体験型農業の拡充を推進することを目的として、観光農園に係る取組の方向性を定める。

### 2 定義

「観光農園」とは、以下のものをいう。

- (1) 市内外からの来訪者が、農家自ら生産した農作物のは種から収穫までの一部農作業を体験または圃場を鑑賞する農園をいう。
- (2) 市内外からの来訪者自らが、生産するために提供している農園（市民農園等）をいう。

### 3 社会動向

近年、商品を所有することで価値を見出す「モノ消費」から体験等を通じて価値を見出す「コト消費」へと消費者ニーズが変化しているなか、本市では新東名高速道路により、上地区に新秦野インターチェンジ、北地区には秦野丹沢サービスエリア及びスマートインターチェンジが開通する。これにより、東名高速道路の秦野中井インターチェンジを含めて、市街地を囲むように3つのインターチェンジが位置することになるため、新たな誘客の増加が期待される。

### 4 本市観光農園の現状

本市の農業は、農地が人口密集地に近く、飲食店や販売店を含めた消費者が近い都市型農業である。

また、市内各地区において様々な品目が栽培されており、特定の品目に特化せず少量ではあるが栽培品目が豊富にある少量多品目が特徴である。

観光農園については、落花生、サツマイモの掘り取りやイチゴ、ブルーベリー等の摘み取りが体験できる観光農園が主に新東名高速道路秦野丹沢サービスエリア予定地周辺に設置されている。

また、ハイキングをしながら収穫体験ができる農園ハイクを2地区で行っており、JAはだの主催によるはだの農業満喫CLUBの会員等に周知し、市内外から参加者を募っている。

観光農園を周知するにあたり、募集期間中には、市ホームページへの掲載やチラシを作成する等周知している。市内ブルーベリー摘み取り農園については、ガイド

マップを作成し各公共施設やJAはだの各施設に配布している。

## 5 観光農園推進の意義

### (1) 生産意欲の向上

観光農園は農業者が観光客と触れ合う機会が多く、農業者としては来訪者の反応を直接見ることができるため、生産意欲の向上及び運営方法の改善等、経営努力の向上に寄与する。

### (2) 本市経済の活性化

観光農園の新規開園や拡大による新規雇用の創出及び市内集客施設（公共施設含む）との情報共有・連携・協力をすることで、市内における回遊性を高め、観光客の滞在時間の向上及び本市経済の活性化を図る。

### (3) 誘客の増加

観光農園の来訪者は、実際に生産者の顔が見えることで、安心して摘み取り等ができるためリピーターも多い。このことから、広報誌等のPRにより新規観光客を創出し、リピーターを確保することで将来的な定住・移住に繋がる交流人口及び関係人口の増加を目的とした誘客の増加を図る。

## 6 取組の方向性

本方針の目的を達成するため、次のとおりの取り組みを行う。

### (1) 新規観光農園の設置の誘導

ア 農家自らの新規開園希望者の創出・把握

イ 民間事業者の誘致の促進

ウ 開園希望者の新規開園に対する支援

### (2) 農園ハイクの拡充に係る新規実施地区の創出及び他事業との連携による開催

ア 新規実施地区の創出に向けた仕組みづくり

イ 文化交流事業等との連携による開催方法の検討

ウ 既存実施地区に対する支援

### (3) 既存観光農園の拡充の誘導

既存観光農園の拡充に対する支援方法の検討

### (4) 基盤整備の検討

集客につながる効果的な案内表示板及び駐車場の設置等、基盤整備の検討

### (5) 表丹沢魅力づくり構想や4駅周辺の賑わい創造等との連携

効果的な情報発信や回遊性を高める仕組みづくり

### (6) 大学との連携

学生等との協働の場を創出するとともに、新たな発想や知見を生かした魅力ある観光農園の仕組みづくり

## 7 付加価値の創造

観光農園のみならず、表丹沢魅力づくり構想及び4駅周辺の賑わい創造と連携し、地域の活性化につながる付加価値の創造に取り組む。

## 8 広報戦略

市内観光施設や公共施設等が連携した表丹沢魅力づくり構想に基づくプラットフォームを活用し、各農園の詳細、予約状況及び混雑状況等が確認できる仕組みづくり及び

SNSにより事業者や参加者の積極的に発信ができる仕組み・方法等の検討を行う。

### 附 則

この方針は、令和4年4月1日から運用する。



<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市鶴巻排水機場利活用方針を策定すること。</p>
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和4年2月15日 部長会議に利活用（案）を報告  " 3月 利活用方針の策定  地元（鶴巻地区）に報告  令和4～7年度 利活用方針に基づき整備を実施</p>



# 秦野市鶴巻排水機場利活用方針（案）

令和 年 月  
農業振興課

## 1 目的

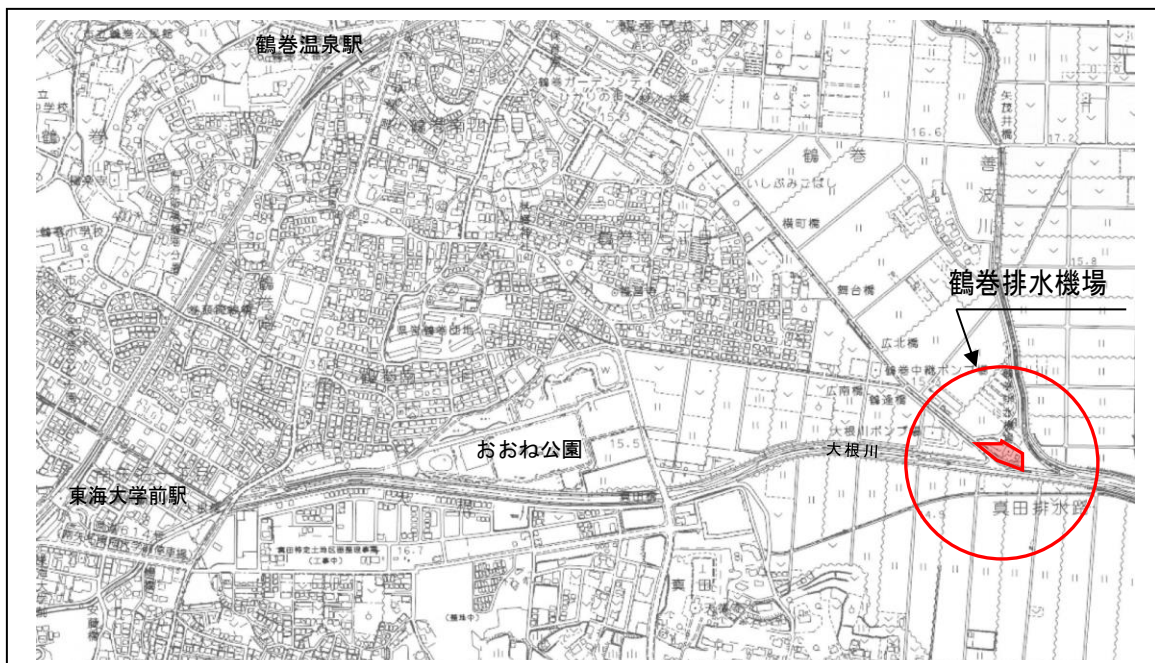
鶴巻地区の浸水被害は、歴史をさかのぼると、江戸時代の元禄の大地震、宝永の富士山の噴火による火山灰等で、河床が上がったことから始まっているといわれています。

鶴巻排水機場は、神奈川県が県営湛水防除事業により設置し、完成後に市が無償譲渡を受け、昭和59年度から平成24年度まで稼働してきました。その間、鶴巻地区の浸水対策に寄与してきましたが、平成3年9月19日の台風第18号による被害をはじめ、毎年のように道路冠水等、降雨による浸水被害が発生する状況にありました。このような状況を踏まえ、さらなる浸水被害対策を図るため、平成24年度に大根川ポンプ場が整備され供用開始したことにより、鶴巻排水機場はその役割を終えました。

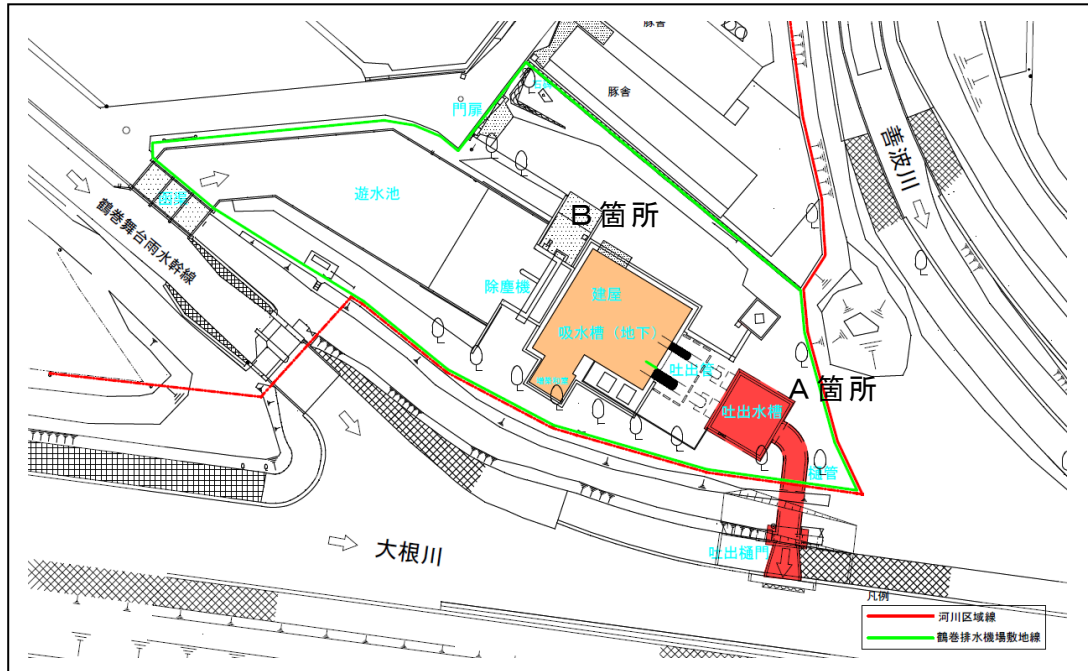
用途が廃止されたことに伴い、今後、跡地を活用した地域の拠点形成や活性化を図ることを目的として利活用方針を定めるものです。

## 2 施設の概要

- (1) 所在地 秦野市鶴巻 355-3
- (2) 面積 2,277 m<sup>2</sup>
- (3) 施設 建屋(RC造 196 m<sup>2</sup>)、遊水池、吐出水槽、樋管、吐出樋門ほか
- (4) 位置図



(5) 平面図



(6) 写真



遊水池



建屋



吐出水槽



吐出樋門

### 3 施設等の状況

#### (1) 吐口施設（平面図A箇所）

吐口施設の一部が大根川の河川区域にかかっており、令和6年3月の占用期間満了前に撤去する必要があります。

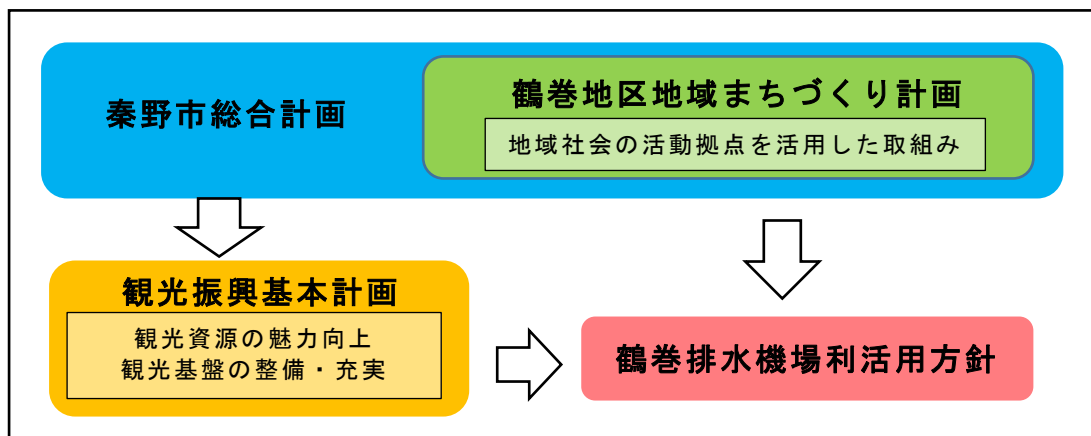
#### (2) 建屋（平面図B箇所）

建屋内部には吸水水槽のほか、吐口施設へと排水するための横軸斜流ポンプや天井クレーン等があります。

建屋は老朽化が進んでおり、雨漏りも見られますので、現状のまま内部を一般開放することは難しい状況です。

### 4 方針の位置付け

本方針は、秦野市総合計画の鶴巻地区地域まちづくり計画に掲げる「地域活動拠点を生かしたオープンな休憩場所（住民向け、来訪者向け）の提供」及び秦野市観光振興基本計画に掲げる「まちなか観光の推進、周遊観光ルートの充実」による地域の活性化を図ることを目的とした利活用、整備を行うための方針とします。



### 5 利活用、整備の方向性

施設等の状況や地域の要望等を踏まえ、次のとおり施設等の利活用を図ることとします。

#### (1) 吐口施設

令和4年度中に吐口施設を撤去します。

なお、工事費用を圧縮するため、地中部分の構造物を残して、埋め立てます。

#### (2) 建屋

建屋は存置することとします。



ただし、老朽化等の問題があることから、一般開放はせず、建屋の外から内部の設備等を見学できるように、必要最小限度の改修工事を実施します。

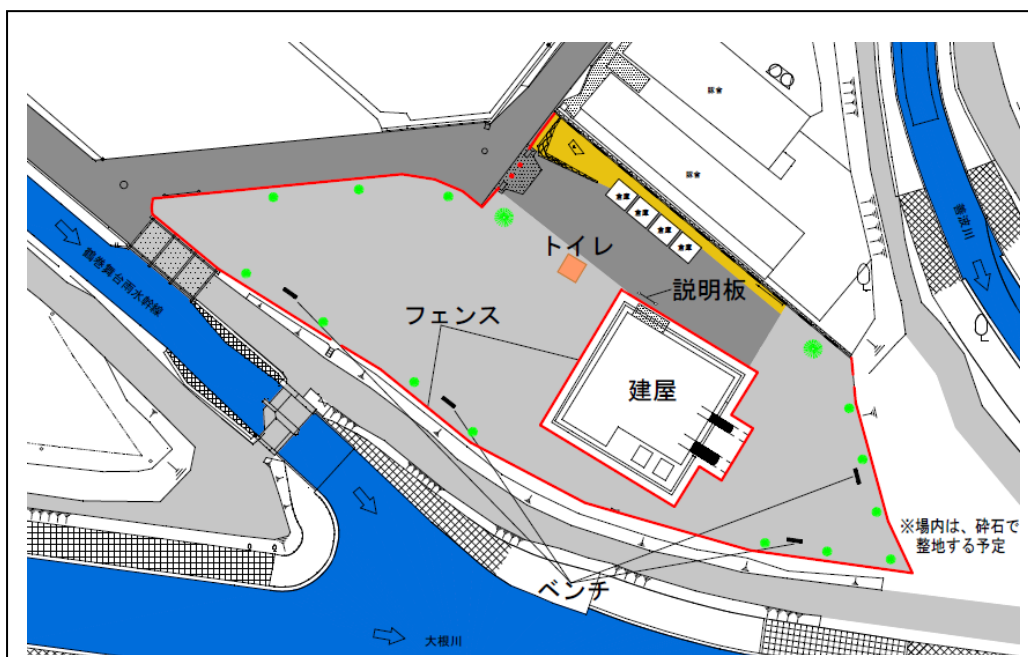
なお、鶴巻地区の浸水対策の歴史や排水機場の構造、役割等「遺構」としての説明板を設置します。

### (3) 遊水池及び除塵機

場内は「鶴巻あじさい遊歩道」の利用者等が気軽に立ち寄り、休憩できる広場として整備します。

このため、遊水池は埋め立て、除塵機は撤去します。

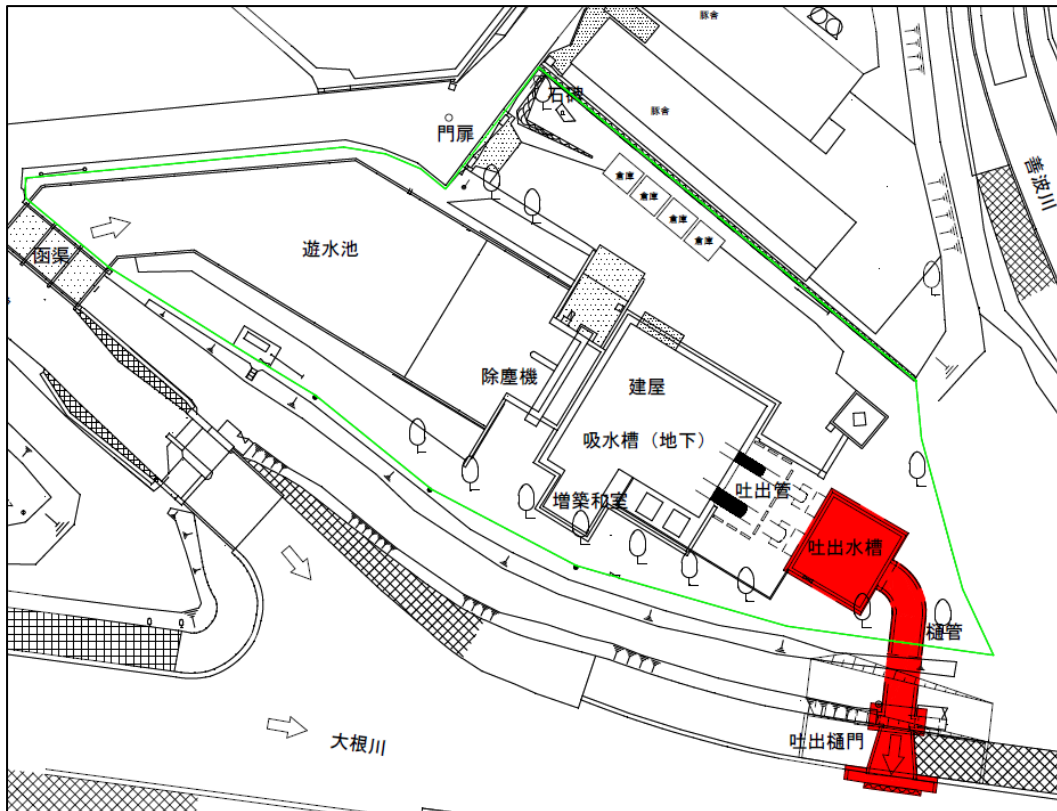
## 6 利活用のイメージ



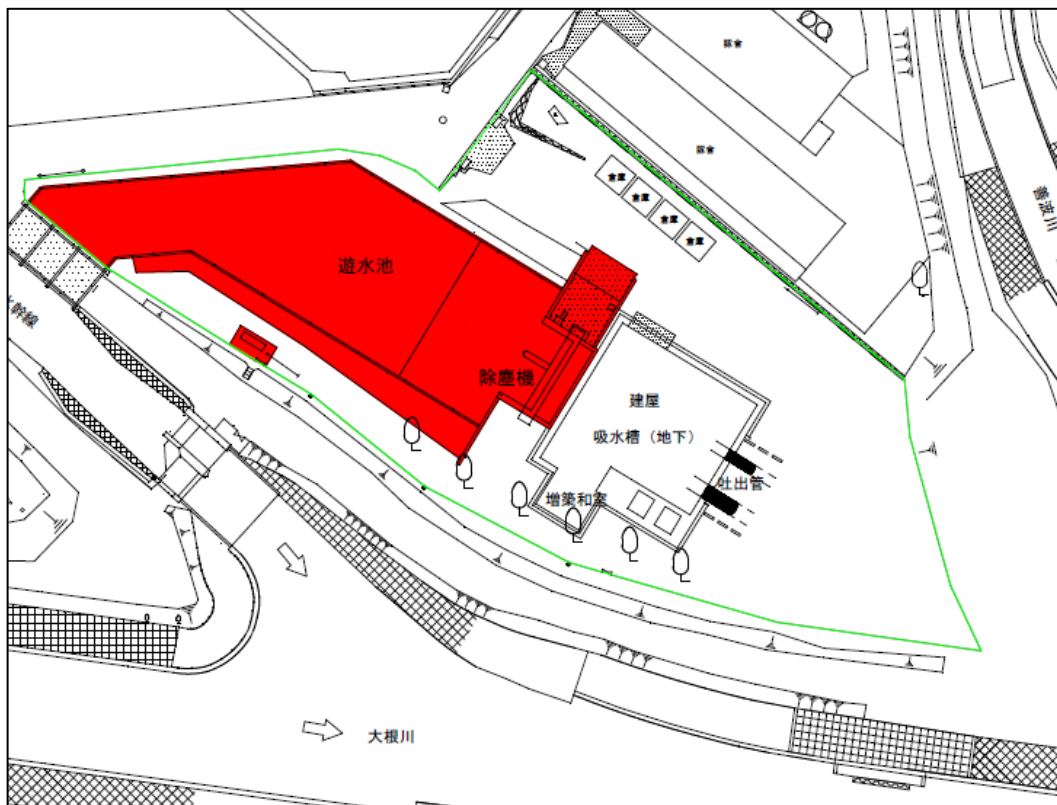
## 7 整備スケジュール

項目 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
吐口施設	撤去			
遊水地		埋め立て		
除塵機		撤去		
建屋			改修 〔増築和室撤去 屋上防水〕	
場内				広場整備 〔フェンス・ベンチ トイレ・説明板〕

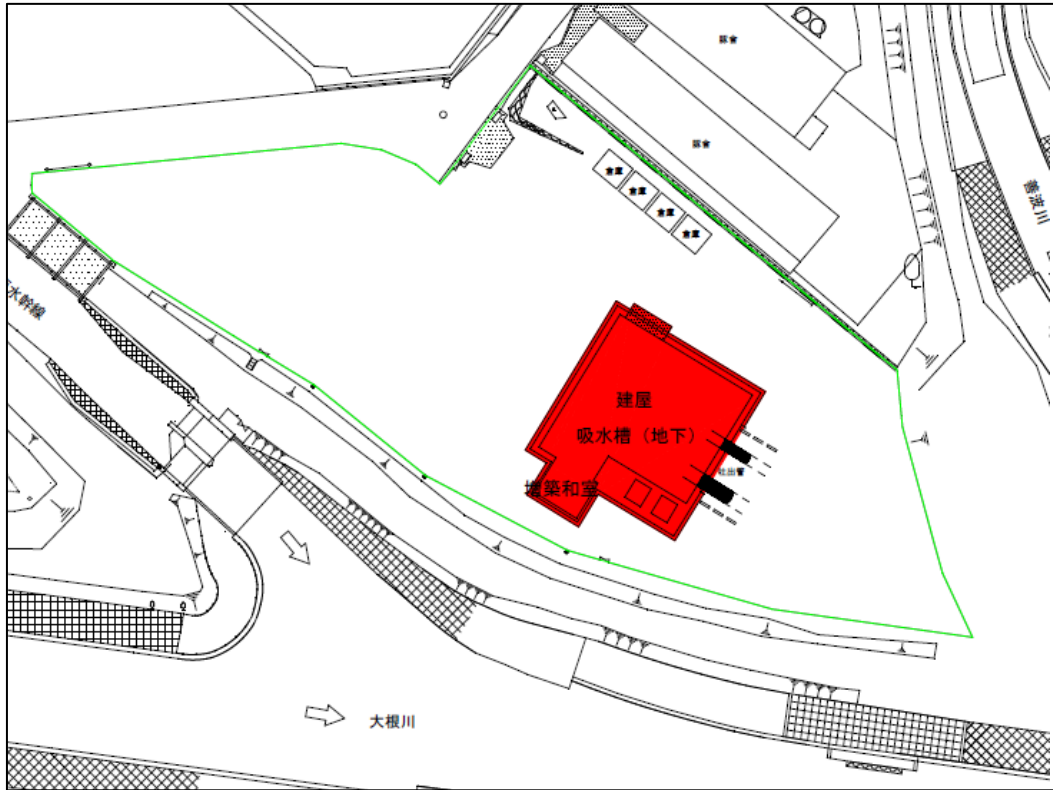
令和4年度【吐口施設撤去工事】



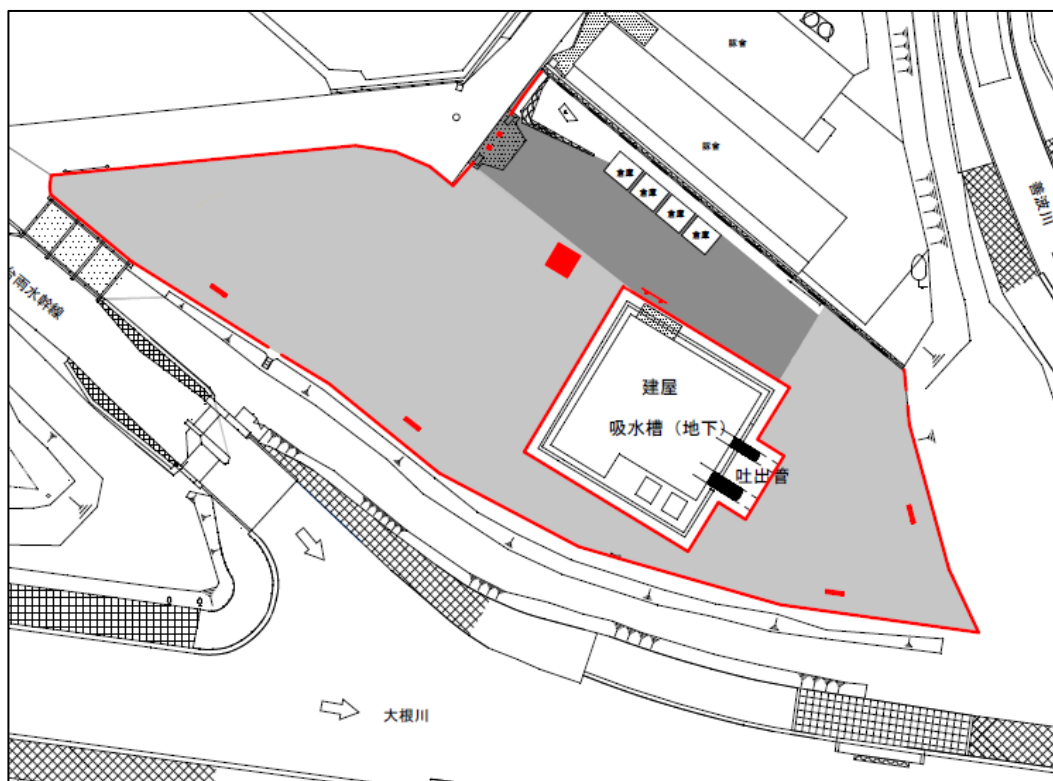
令和5年度【除塵機撤去及び遊水池埋立て工事】



令和6年度【建屋改修工事（増築和室撤去及び屋上防水）】



令和7年度【広場整備工事（フェンス、ベンチ、トイレ、説明板設置）】



## 8 今後の管理体制について

敷地及び施設の整備については農政主管課において実施し、整備後は施設の利活用に資する部署に移管することとします。

なお、日常の維持管理のあり方については、地元自治会連合会と協議を進めます。

## 9 その他

建屋（設備を含む）について、令和14年度に築50年を超えることから、今後、登録有形文化財（建造物）に係る申請の可能性について、文化財主管課と調査・研究をしていくこととします。



## 【参考】

### 1 秦野市鶴巻排水機場利活用庁内検討委員会

#### (1) 開催日

第1回 令和3年 5月26日（水）

第2回 令和3年10月11日（月）

第3回 令和3年12月23日（木）

#### (2) 委員会構成メンバー

環境産業部長、総合政策課長、財政課長、市民活動支援課長、生涯学習課長、農業振興課長、観光振興課長、開発指導課長、公共建築課長、公園課長（第3回のみ）

#### (3) 主な意見

- ・国、県と協議済みの案を精査して、整備後の維持管理経費の負担を軽減する方法について検討すること。
- ・トイレ、手洗いを設置する方向で検討すること。
- ・トイレを設置する場合は、利用者数の見込みや必要性等を統計的な数値で示すこと。また、水を使わないバイオトイレ等、リース形態でも可能か検討すること。
- ・建屋については、周りをフェンスで囲い、人を中に入れないようにし、外から中が見える形にして安全性を確保すること。
- ・広場整備後は、所管を変更する調整を行うこと。

### 2 鶴巻地区自治会役員会（地元ヒアリング）

#### (1) 開催日

第1回 令和3年6月4日（金）

第2回 令和3年9月3日（金）

#### (2) 主な意見

- ・遊水池は埋めて、広場として整備してほしい。
- ・ベンチを設置してほしい。
- ・建屋及び建屋内の設備について、歴史遺産として残してほしい。
- ・トイレと手洗いは設置してほしい。
- ・工事に支障がない桜は残してほしい。
- ・説明板の内容を地元でも考えたい。

政策会議付議事案書

(令和4年1月31日)

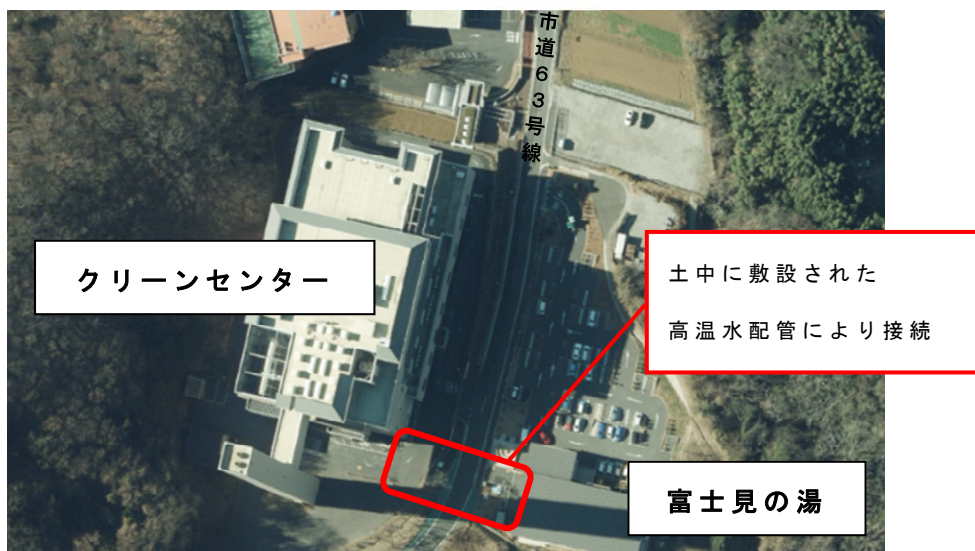
提案課名 観光振興課 公共建築課  
報告者名 和田 恭 梅沢 真紀男

<p>事案名</p>	<p>名水はだの富士見の湯の熱供給施設の不具合により発生した損害賠償金を求める訴えの提起について</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>名水はだの富士見の湯（以下「富士見の湯」という。）とはだのクリーンセンターを接続する熱供給施設において、高温水配管の保温材が欠損、収縮する等により、漏水等が発生する不具合が生じたため、令和3年度に改修工事を実施しました。</p> <p>このことについて、令和3年12月20日付けで、元請け施工業者及び工事監理業者に対して、本不具合により発生した損害賠償金84,142,854円を支払うよう、顧問法律事務所を通じて、通知書を送付しましたが、支払いに応じる旨の回答を得ていません。</p> <p>これを受け、相手方が支払いに応じないものと判断し、損害賠償金を求める訴えを提起するものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>平成29年10月 富士見の湯 開業</p> <p>平成30年 7月 マンホール上の雨水が乾き、蒸気が発生する事象が発生</p> <p>〃 8月 ボックスカルバート内へ水の流入を確認</p> <p>以降、令和元年10月まで、止水剤による補修やボックスカルバート内部の調査を実施</p> <p>令和 2年 5月 状況調査を実施</p> <p>〃 7月 本件を議員連絡会で報告</p> <p>〃 8月 名水はだの富士見の湯熱供給施設調査検討会を設置</p> <p>〃 11月 調査検討会中間報告を議員連絡会に報告</p> <p>令和3年度改修工事に向けた設計の方針を確定</p> <p>令和 3年 2月 調査検討会最終報告を議員連絡会に報告</p> <p>〃 3月 令和3年度予算確定</p> <p>(令和3年度改修工事請負費・工事期間分のガス給湯用光熱水費)</p> <p>〃 5月 改修工事着工</p>	

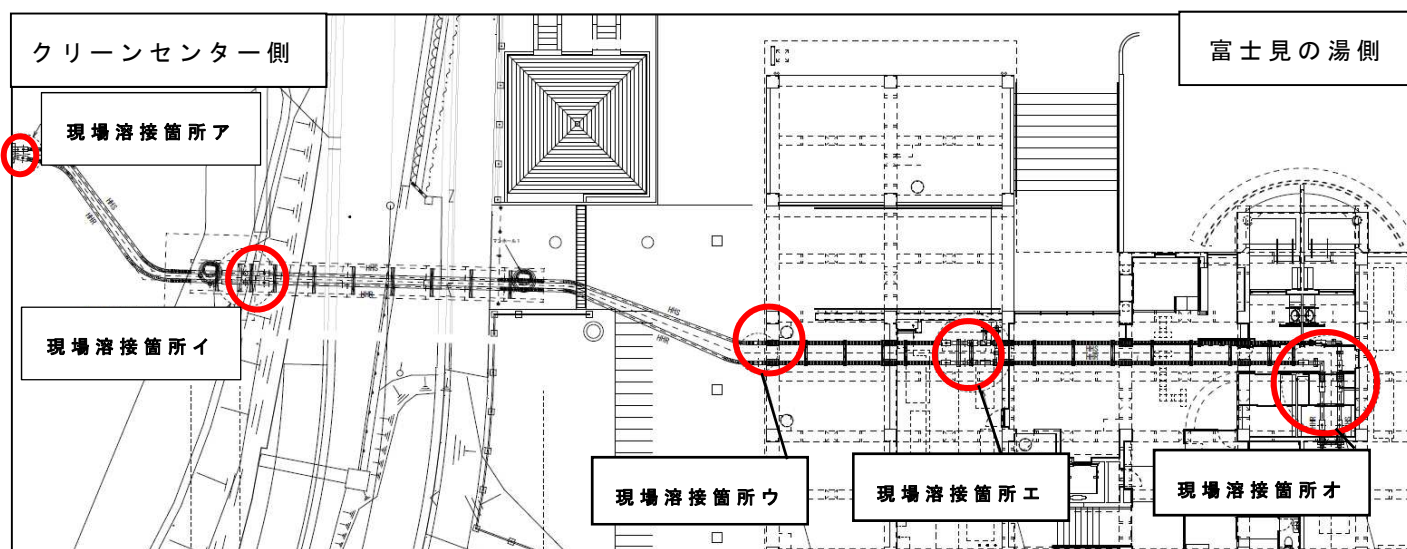
経過・検討結果	<p>令和 3年12月 改修工事完了</p> <p>本不具合における損害賠償金を求める通知書の送付 (回答期日：令和4年1月5日)</p> <p>工事監理業者の代理人予定者から顧問法律事務所へ問合せ</p> <p>令和 4年 1月 催告の通知を元請け施工業者に送付 (回答期日：書面到達後1週間以内(令和4年1月13日))</p>
決定等を要する事項	<p>裁判所に対して、名水はだの富士見の湯熱供給施設の不具合において発生した損害賠償金を求める訴えを、議会の議決を得て提起すること。</p>
今後の取扱い	<p>1 令和4年2月24日 令和4年3月第1回定例会議に提案</p> <p>2 " 4月以降 東京地方裁判所に訴状提出</p>

## 名水はだの富士見の湯の熱供給施設・参考資料

## 1 位置図



## 2 概要図



## 3 ラップしろが欠損している状態

現場溶接箇所（エ以外）において、ラップしろの欠損等の不具合が確認された。なお、イについては現場溶接箇所の損傷がひどく、施工時にラップしろが不十分であったかは不明。



## 訴えの提起について

本市は、「名水はだの富士見の湯」と「はだのクリーンセンター」とを接続する熱供給施設において発生した不具合により生じた損害に係る賠償金等の支払を求めるため、次のとおり訴えを提起するものとする。

## 1 被告となるべき者

## (1) 工事施工者

平塚市南原三丁目 7 番 1 号

神奈川山菱・相原共同企業体

代表者 神奈川山菱設備株式会社

代表取締役 新 倉 弘 子

構成員 平塚市南原三丁目 7 番 1 号

神奈川山菱設備株式会社

代表取締役 新 倉 弘 子

構成員 秦野市平沢 1 0 2 5 番地

株式会社相原管工

代表取締役 相 原 宏

## (2) 工事監理者

三浦市三崎町諸磯 4 7 番地 1

タツミ建設設計事務所

青 木 建

## 2 訴え提起の趣旨

名水はだの富士見の湯の新築工事において、本市と被告となるべき者（以下「相手方」という。）との間で締結した工事請負契約及び監理業務委託契約に基づき、相手方の施工及び監理により土中に高温水配管が敷設されたが、配管工事の施工不良を原因として、漏水等の被害が生じた。

本市は、それらの被害に対処するため、改修工事、熱供給が途絶えたことによるガス給湯等に係る費用を負担したことから、相手方に対して、損害賠償金として 84, 142, 854 円及び遅くとも施工不良があったと認識できる時点である配管工事の引渡日（平成 29 年 9 月 28 日）から支払済みま

でその金額に対する年5パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

### 3 上訴等の方針

本市は、必要に応じて、次に掲げる法律上の行為をすることができるものとする。

- (1) 控訴又は上告
- (2) 訴えの変更若しくは取下げ又は和解

令和4年 月 日提出

秦野市長 高橋 昌和

#### 提案理由

本市は、相手方に対して、損害賠償金及び遅延損害金を支払うよう求めたが、期限を経過してもこれに応じなかったため、その支払を求めて訴えを提起するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。